



## 憲法と人権

### 《日本国憲法と3つの柱》

戦後まもない1946(昭和21)年11月3日、日本国憲法は公布され、翌1947年5月3日に施行されました。日本国憲法には3つの柱があります。まずは、「国民主権」。第1条に「主権の存する日本国民」という規定があります。次に「平和主義」。日本国憲法前文には「平和」という言葉が何度も登場し、第9条では戦争の放棄が規定されています。戦争は最大の人権侵害といわれるように、過去の戦争に対する強い反省と平和を願う思いが込められています。軍隊を保持しないと明記する憲法を有する国は日本を含め3か国しかありません。そして、最後の柱が「基本的人権の尊重」です。

### 《日本国憲法と基本的人権》

日本国憲法における人権規定は第11条から第14条において、基本的人権の原則、第15条から第40条まで国民の権利および義務として個別権利が規定されています。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければいけない。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責務を負う。

第13条 すべて国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分及び門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。

日本国憲法ではこれらの原則に則り、参政権や生存権などたくさんの権利が保障されています。

### 《日本国憲法が有する人権観》

たくさんの権利が規定された背景には、国権の発動による戦争とその遂行を担った国家体制によって多くの国民の命と人権が犠牲になったことへの反省があったからでしょう。

だからこそ、日本国憲法は国家権力を縛るだけでなく、憲法と国が国民の権利を保障することを国民に約束すると同時に、「国民自身が互いにその権利を不断の努力の中で保持・発展していくことを期待」しているのではないのでしょうか。

憲法の施行から80年が経とうとしていますが、私たちが暮らす今は、日本国憲法が期待した時代になっているのでしょうか。遠い将来にまで基本的人権を享受できる社会が構築されているのでしょうか。5月3日の憲法記念日に、改めて日本国憲法の精神に触れてみてはいかがでしょうか。

## 人権4コマ漫画

「けいとりんと人権博士と人権問題を考えよう」

※宇佐市隣保館からの提供

### 「人権とは・・・」



## その言葉あってますか？

日常生活で無意識のうちに刷り込まれ、「当たり前」のように使っている言葉。ところが、時代の流れとともに、その「当たり前」は「不適切」に変化しています。

具体例を挙げると「外人」。「日本人ではなく外国の人」のことで悪意のない表現ですが、「外人」=「よそ者」というニュアンスがあるため、「外国人」という表現が**人権に配慮した言葉**となります。

人権に配慮した言葉は ①家庭 ②性別 ③心身 ④人種、民族 ⑤職業 などに関する用語などが対象となります。

例を見てみましょう。

	不適切用語		言い換える言葉
①	奥さん・主人	⇒	妻・夫、つれあい、パートナーなど
②	男(女)のくせに	⇒	自分らしく
③	ぎっちゃ	⇒	左利き
④	ハーフ	⇒	ダブル
⑤	看護婦	⇒	看護師

このほかにも、人権に配慮した多くの言葉があります。

日常生活の中で、このような言葉(単語)を意識して使うなど、身近なことから「人権」を学んでいきましょう。

※差別的な言葉や表現を掲載していますが差別を助長するためのものではありません。

## 人権啓発グッズのお知らせ

日田市では、さまざまな人権啓発グッズ(ペン、マグネット等)を作成しています。

市が主催する人権講演会や各学習会等で、参加された方に配布しています。

※マグネットは地区集会所学習会のみの配布になります。





## 市庁舎等の施設内での無断撮影は禁止されています。

「カスタマーハラスメント(カスハラ)」が注目(問題視)されています。カスハラは、顧客等からの執拗なクレーム、不当な迷惑行為などにより、労働者の就業環境が害されるもので、日田市役所でもこのような事象が散見されています。

そこで日田市では、「日田市庁舎管理規則」の一部を改正しました。この改正により、来庁者および職員のプライバシーの保護、さらには公務の円滑な遂行を図るため、

### 庁舎内における無断撮影等は禁止となりました。

(※公共の利益となるものにおいては、一部可能なものもあります。)

無断で撮影した写真や動画をSNSなどにアップし晒すなどの行為は、迷惑行為であり、他者の尊厳を著しく傷つけます。このような行為を許さない風土を形成し、誰もが安心して働ける環境を整備していくことが大切です。

ご来庁の皆様へ

庁舎内での許可のない撮影・録音・配信は  
**禁止しています**



《従来どおり撮影可能なもの》  
・婚嫁等の届け出の記念を目的に行う撮影  
・庁内での展示物、イベント等の記録を目的に行う撮影 等

※詳しくは窓口職員にお尋ねください。

財政課 公有財産管理係

詳細はこちらから ⇒



### 北友田3丁目

## 長い間お疲れさまでした ～北三生きがいサロン～

長年にわたり、「生きがいサロン」の援助員としてお手伝いいただいた、堀直緒美さん、堀ミツ子さんが3月末をもって退任されました。

「響き渡る利用者さんの笑い声、活気に満ちた姿」を創出する、おふたりの献身的な見守りにより、利用者の皆さん、そして集会所職員もサロン活動を楽しむことができました。

長い間、本当にありがとうございました！



### 4/26 京町

## こども食堂&地域食堂 開催 (同時開催：ヨガで遊ぼう)



いまいし元気クラブ(高瀬地区)のプロデュースにより、「こども食堂&地域食堂」がオープン。地区内外から多くの方が参加され、「にぎわい・つながり」の場が誕生しました。

### 《4月号記事訂正》

4月号において集会所職員を紹介しましたが、転任者の変更がありましたので訂正します。

【誤】北友田3丁目地区集会所 江田誉子→【正】岩里 留美

## 集会所イベントカレンダー

### ●北友田3丁目地区集会所●

■5/13 19:00～

北三ワークショップ「ビッグフラワー製作」

※定員に達しました。

【定期開催】

- 北三人権講座 年5回開催予定
- 北三ワークショップ 年6回開催予定
- 北三週一通いの場 毎週水曜日開催予定
- 北三生きがいサロン 毎週木曜日開催予定
- 「未来へチャレンジ」こども育成事業(北三版)  
・小学生チャレンジ教室 不定期開催
- 趣味の教室
  - ・卓球教室
  - ・パソコン教室
  - ・美姿勢教室

### ●京町地区集会所●

■5/2 三遊亭鳳志落語会

■5/8 未来創成塾(小学生)開校式

■5/27 浴衣着付け教室

(むくの木ワークショップ)

■5/31 子ども食堂&地域食堂  
(同日に虫よけスプレー製作体験あり)

【定期開催】

- 京町生きがいサロン 毎週火曜日開催
- いまいし元気クラブ 毎週金曜日開催  
(週一通いの場) (5/30は除く)
- 「未来へチャレンジ」こども育成事業
  - ・未来創生塾(小学生) 毎週火・木曜開催
  - ・未来創生塾(中学生) 毎週水曜開催
  - ・小学生チャレンジ教室 不定期開催
- ヨガ教室 第1・3火曜日開催

### ●生きがいサロン利用者募集中

両集会所で活動中の「生きがいサロン」では、随時、利用者を募集しています。お気軽にお問合せください。

## ●PICK UP!!● (注目イベント)

### むくの木ワークショップ 着物(浴衣)着付け教室

日時：令和7年5月27日(火) 19:00～  
場所：京町地区集会所(むくの木センター)  
講師：井上 桂子 先生  
定員：10名程度 (※性別は問いません)  
参加料：500円 準備物：浴衣、帯など  
申込締切：令和7年5月21日(水)まで  
※申込・お問い合わせは京町地区集会所(23-4620)まで

詳細はこちらから



着付け後は、夜の川辺を散策します。



京町地区集会所(むくの木センター)

■〒877-0051 日田市京町51-5  
■TEL/FAX 0973-23-4620  
■Mail: takase@cyber.ocn.ne.jp



北友田3丁目地区集会所

■〒877-0078 日田市北友田3丁目2531-39  
■TEL/FAX 0973-23-6920  
■Mail: kitasan@city.hita.lg.jp